

令和7～9年度
宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務
プロポーザル実施要領

【目次】

1	趣旨	・・・P	1
2	業務概要	・・・P	1
3	参加資格要件	・・・P	2
4	選定スケジュール（予定）	・・・P	3
5	提出資料	・・・P	4
6	質疑・回答	・・・P	5
7	提出書類等	・・・P	5
8	選定方法	・・・P	6
9	その他注意事項	・・・P	8
10	問い合わせ先（事務局）	・・・P	9
	【別紙】審査項目	・・・P	10

令和6年12月

宍 粟 市

産 業 部 商工観光課
健康福祉部 社会福祉課
健康福祉部 高年福祉課

1 趣 旨

本実施要領は、令和7年度から令和9年度の3か年において、次の①から⑧に掲げる8業務（以下、「小業務」という。）を一体的に実施する「宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務」（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、選定方法、その他必要な事項を定めるものである。

「宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務」

小業務①	「社会参加支援型無料職業紹介業務」	（産業部商工観光課）
〃 ②	「生活困窮者自立相談支援業務」	（健康福祉部社会福祉課）
〃 ③	「生活困窮者就労準備支援業務」	（健康福祉部社会福祉課）
〃 ④	「被保護者就労準備支援業務」	（健康福祉部社会福祉課）
〃 ⑤	「生活困窮者就労支援業務」	（健康福祉部社会福祉課）
〃 ⑥	「被保護者就労支援業務」	（健康部福祉部社会福祉課）
〃 ⑦	「家計改善支援業務」	（健康福祉部社会福祉課）
〃 ⑧	「介護人材確保・定着対策業務」	（健康福祉部高年福祉課）

2 業務概要

（1）番 号 宍産商委第 060006 号

（2）業 務 名 令和7～9年度 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務

（3）業務内容 別紙「宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務企画提案仕様書」を参照

（4）履行期間 契約日の翌日から令和10年3月31日まで

令和7年3月1日から令和7年3月31日までの間は現行委託事業者との業務引継期間とする。なお、事務引継に関して発生する費用は、事業者負担とする。

（5）履行場所 宍粟市山崎町中広瀬133番地6（宍粟市役所 本庁舎1階）

宍粟市山崎町今宿5番地15（宍粟市役所 北庁舎4階）

（6）委託上限額（見積上限額）120,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

本業務の見積上限額内であっても、小業務毎の内訳が各年度において以下の上限額を超えてはならないものとする。

小 業 務	令和7年度	令和8年度	令和9年度
① 社会参加支援型無料職業紹介業務	15,300,000	15,600,000	16,100,000
② 生活困窮者自立相談支援業務	3,300,000	3,300,000	3,400,000
③ 生活困窮者就労準備支援業務	3,500,000	3,600,000	3,700,000
④ 被保護者就労準備支援業務	3,500,000	3,600,000	3,700,000
⑤ 生活困窮者就労支援業務	3,500,000	3,600,000	3,700,000
⑥ 被保護者就労支援業務	3,500,000	3,600,000	3,700,000
⑦ 家計改善支援業務	1,400,000	1,400,000	1,400,000
⑧ 介護人材確保・定着対策業務	5,000,000	5,200,000	5,400,000
計	39,000,000	39,900,000	41,100,000

（7）契約方法 複数年度契約（3年間）

（8）発 注 者 宍粟市長

- (9) そ の 他 ①本業務に係る詳細事項については、別途「企画提案仕様書」に定めるものとする。
②受託者は原則として本業務を第三者に再委託することは出来ない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。(基準日は、公募開始日とする。)

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（但し、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- エ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務がある税等について滞納していないこと。
- オ 宍粟市暴力団排除推進条例第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号に該当しない者であること。
- カ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者で、物品（一般）・役務「職業紹介業務」に登録している者であること。但し、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。
- キ 有料又は無料職業紹介事業の許可を受けている者であること。有料職業紹介事業のみを有する業者が受託候補者となった場合は、すみやかに無料職業紹介事業の許可を取得するものとする。

(2) 配置予定担当者要件

次に掲げる基準を満たす者を本業務に配置可能な者であること。

- ア 令和 7 年 3 月 1 日において、令和 7 年 4 月 1 日以降の直接的かつ恒常的な雇用関係が確定している者であること。
- イ 履行期間中、提出した資料に記載した配置予定担当者を、当該業務に配置すること。なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、履行期間中は変更することを認めない。
- ウ 無料職業紹介業務にあつては、職業安定法第 32 条の 14 に定める職業紹介責任者を適切に配置すること。
- エ 家計改善支援業務にあつては、以下のいずれかの資格を有する家計改善支援員を配置すること。
 - ① 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
 - ② 社会福祉士の資格を有する者
 - ③ 社会保険労務士の資格を有する者
 - ④ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

4 選定スケジュール (予定)

令和6年12月18日(水)	公募開始
令和6年12月27日(金) 【正午必着】	質疑締切り
令和7年1月8日(水) 【午後1時以降】	質疑回答(宍粟市ホームページ掲載)
令和7年1月15日(水) 【午後5時15分】 ※当日消印有効	公募型プロポーザル参加申請書提出期限
令和7年1月24日(金) 【午後5時15分】 ※当日消印有効	公募型プロポーザル企画提案書等提出期限
令和7年1月28日(火)	1次審査(書類選考)／結果通知 ※5者以上の場合。
令和7年2月6日(木)	2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)
令和7年2月10日(月)	2次審査結果通知
令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで	現行委託事業者からの業務引継期間

5 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守のうえで、以下の提出資料を期限までに提出することとする。

各様式については、公告に定めた様式とする。

資料 番号	提出書類名	様式	提出 部数	提出期限	提出方法 (提出先)
1	質問書	1	1	令和6年12月27日 正午必着	電子メール又は FAX (商工観光課商工 係)
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和7年1月15日 【午後5時15分】 ※当日消印有効	持参、簡易書留 郵便又は電子メ ール (商工観光課商工 係)
3	公募型プロポーザル資料送付書	3	1	令和7年1月24日 【午後5時15分】 ※当日消印有効	持参、簡易書留 郵便 (商工観光課商工 係)
4	宍粟市暴力団排除推進条例に係 る誓約書及び役員調書	別紙	1		
5	財務諸表(直近2事業年度分) ◇貸借対照表、損益計算書、キ ャッシュフロー計算書	任意	1		
6	会社概要	任意	10		
7	業務体制表	4	10		
8	同種・類似業務実績調書	5	10		
9	委託費積算書 及び、別紙【内訳表1～8】	6	10		
10	企画提案書	任意	10		
11	提出データ CD-R	-	1	—	持参又は郵送 (商工観光課・商工 係)
12	辞退書	7	1		

【提出方法】

原則、上記の提出方法によること。

郵送による場合は、簡易書留郵便によること。

持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする(正午から午後1時までを除く)。

電子メールの場合は、提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。(当日消印有効)

6 質疑・回答

(1) 提出期限

令和6年12月27日(金)正午(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)によりFAX又は電子メールにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受付けない。

※電子メールによる場合は、「宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務について」と表題を記載すること。

(3) 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市産業部 商工観光課商工係

メールアドレス: shoko-kk@city.shiso.lg.jp

FAX: 0790-63-1282

(4) 回答方法と内容

令和7年1月8日(水)午後1時以降、宍粟市ホームページに掲示する。個別には回答しない。

■ 宍粟市ホームページURL: <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質疑締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

7 提出書類等

(1) 公募型プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書(様式2)」を下記の方法により提出すること。

ア 提出期限

令和7年1月15日(水) 午後5時15分【当日消印有効】

イ 提出方法

電子メール、持参又は簡易書留郵便にて提出すること。電子メールの場合は提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。

ウ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市産業部 商工観光課商工係

メールアドレス: shoko-kk@city.shiso.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル資料送付書（様式3）等

資料番号6～10までの資料について、提出部数10部（正本3部、副本7部）のうち、正本3部は会社名等を記載し、副本7部については、提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。提出資料中、提出者が特定できると判断した場合には黒塗りをする場合がある。

ア 資料番号3、7～9の記入について

- ① 記入欄が不足する場合は、書式をコピーして記載すること。
- ② 「同種・類似業務実績調書（様式5）」には、国、地方公共団体等が発注したことがわかる資料を添付すること（契約書などの写し）。

イ 企画提案書

- ① 企画提案書は、別紙「宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務企画提案仕様書」を参照し作成すること。
- ② 企画提案書には、イメージ図、詳細図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。
- ③ 提案は文書であることを原則として、基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。様式は問わない。別紙仕様書等を踏まえて提案内容をA4判、両面印刷で15ページ以内にまとめること。表紙、目次を付けて、ページ下部にはページ番号を付すこと。表紙、目次は上記のページ数には含めない。また、原則、本業務と小業務のすべてについて記述すること。

ウ 提出期限

令和7年1月24日（金）午後5時15分【当日消印有効】

エ 提出先

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市産業部商工観光課商工係

メールアドレス：shoko-kk@city.shiso.lg.jp

(3) 提出資料のデータ提出

審査資料（資料番号6～10）のデータを保存したCD-Rとすること。

(4) その他注意事項

- ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ウ 企画提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

8 選定方法

(1) 1次審査（書類選考）

- ア 事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。
- イ プロポーザル参加申請書を提出した者が5者を超えた場合は、業務体制や過去の同種・類似業務実績調書等の内容について事務局で評価し、5者を選定する。選定された5者は、2次審査に参

加することができる。

ウ 書類選考を行った結果、同得点の者が5者以上になった場合は、その全員を2次審査に参加できることとする。

エ プロポーザル参加申請書を提出した者が5者を超えない場合は、1次審査を省略し、応募者全員が2次審査に参加することができることとする。その場合、2次審査において、全項目の審査を行うこととする。

オ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。

カ 選考結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として実施する。

各業務の具体的な実施内容（実施形式、開催時期、実施場所、支援内容を含む）は企画提案事項とする。また、その他本業務の事業目的に合致した効果を期待できる実施内容について積極的に企画提案すること。

ア 開催日時・場所

日時：令和7年2月6日（木）

場所：宍粟市役所（兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6）

※最終的な日時・場所については、2次審査参加者に別途通知する。

イ 出席者

統括責任者及び各担当者で、「業務体制表（様式4）」に記載された者3名までとする。但し、病気、交通機関の事故等でやむを得ない理由で記載された者が出席できない場合はこの限りではないため、その旨を理由と共に文書（任意様式、A4版）にて提出すること。

ウ 説明資料等

説明はパワーポイントの使用を可とする。プレゼンテーションは、事前に事務局へ提出した「企画提案書」を中心に20分以内で説明を行うこと。実施にあたり、パソコン等の機器の使用も可とする。その場合、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するものを使用することができる。なお、パソコンについては、各自持参すること。

プレゼンテーション終了後、審査委員より質疑を行い、質疑応答を含め40分以内とする。

エ 評価者

本業務における受託候補者の選定は、本業務プロポーザル選定委員会の審査による。

オ 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。

カ プロポーザル参加申請書を提出した者が1者のみの場合は、最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とする。

キ 2次審査において、審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該応募者にくじを引かせて落選者を決定する。また、辞退する場合は、速やかに辞退書（様式7）を市に提出すること。

ク プレゼンテーションの参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

（3）選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、市ホームページにて公表するとともに、2次審査参加者全員に文書による通知を行う。市ホームページによる公表は、受託候補者については名称及び評価点数とし、次点以下の者については評価点数のみとする。（応募者名は公表しない。）

イ 選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

（4）契約

選定された受託候補者と、評価した企画提案書を基に協議を行ったうえで、業務委託仕様書を再度作成し受託候補者と契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。この場合、業務委託条件・仕様書は契約段階において若干の修正を行うことがある。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

（5）契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。

ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

9 その他注意事項

（1）提案に係る費用負担

関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

（2）提出書類の取扱

ア 提出された関係書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

イ 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。

ウ 提出された関係書類の著作権は、応募者に帰属する。但し、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(3) 参加の辞退

参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式7）により、市に提出すること。

(4) 契約の解除

業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。

(5) 無効となるプロポーザル

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合

オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

カ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合

キ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合

(6) 失格となるプロポーザル

ア 提案内容の如何に関わらず、委託上限額及び各業務の委託上限額を超えた見積の場合

イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合

(7) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(8) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため、市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。但し、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

10 問い合わせ先（事務局）

宍粟市産業部 商工観光課商工係

所在地：〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

電話番号：0790-63-3127 F A X：0790-63-1282 E-mail：shoko-kk@city.shiso.lg.jp

【別紙】 宍粟市総合的な仕事の相談窓口業務 審査項目及び配点

	審査項目		審査内容	配点
1次審査項目	1	業務実績	1. 国、地方公共団体若しくは独立行政法人が発注した同種・類似の業務において、過去に受注した実績があり、本業務に活かせるか。	10 点
	2	人員体制	1. 本業務に従事する現場責任者や従業員は知識や経験を持つ人材が配置されているか。	10 点
	3	見積価格	1. 見積金額は妥当か。	10 点
2次審査項目	4	業務の理解度	1. 本市の示した業務の目的・趣旨を理解し、その内容を踏まえた提案となっているか。	10 点
		取組意欲	1. わかりやすい企画提案内容であり、説明に際し意欲はあるか、質問に対する回答は的確か。	10 点
	5	構成力・実現性	1. 全体のバランスが考慮された提案となっているか。	20 点
			1. 小業務の連携が活かされた提案となっているか。	20 点
	6	独創性・発展性	1. 独創性・発展性があるか	20 点
			2. 時代やニーズの変化にも対応できる工夫がなされているか。	20 点
	7	専門性	1. 専門性を活かし、利用者の特性に合わせた提案となっているか。	20 点
	8	情報発信	1. 事業の周知、求職者等の就職意欲を喚起する具体的な提案がなされているか。	10 点
	9	業務管理体制	1. 情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いに十分配慮された提案となっているか。	10 点
合 計				170 点

- ・審査の視点ごとの採点に各掛率を乗じた合計値を事業者の得点とする。
- ・1次審査が省略になった場合には、2次審査にて全項目の審査を行う。
- ・最低基準点を満点の60%とし、それを下回る者は失格とする。